

## 国立大学法人長崎大学と長崎歴史文化博物館との包括連携に関する協定書

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成26年11月3日

### (目的)

第1条 本協定は、両者が有する資源、機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

国立大学法人長崎大学長

片 峰 元

- (1) 教職員及び研究者の交流
- (2) 学生の修学及び社会活動に対する支援
- (3) 共同研究の実施
- (4) 展示活動の共同実施
- (5) 講義、講演及びシンポジウムの実施
- (6) 学術情報及び資料の交換
- (7) アウトリーチ活動の実施
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

長崎歴史文化博物館長

大 仁 哲

### (連携の推進)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、継続的に意見交換を行う。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務を負う。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。